

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社七十七銀行			コード	8341
提出日	2025/5/29	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	奥山 恵美子	社外取締役	○										○					有
2	大滝 精一	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
3	小山 茂典	社外取締役	○										○	○				有
4	牛尾 陽子	社外取締役	○										○					有
5	三浦 直人	社外取締役	○										○	○			訂正・変更	有
6	遠藤 信哉	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
7	福田 一雄	社外取締役	○										○				訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	奥山恵美子氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 奥山恵美子氏は、当行の取引先である仙台市の出身者であります。当行は仙台市に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っております。仙台市との取引は、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	地方行政に長く携わり、仙台市長などの行政の責任者としての豊富な経験や幅広い識見から、当行の社外取締役として適任であると判断いたしております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。
2	大滝精一氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 大滝精一氏は、当行の取引先である東北大学および公益財団法人地域創造基金さなぶりの出身者であります。当行と東北大学との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 当行と公益財団法人地域創造基金さなぶりとの間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	大学教育に長く携わった豊富な経験と経済・経営学に関する高度な専門知識を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断いたしております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。
3	小山茂典氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 小山茂典氏が理事長を務める公益財団法人トーキン科学技術振興財団は、当行の取引先であります。当行と公益財団法人トーキン科学技術振興財団との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 小山茂典氏は、当行の取引先である株式会社トーキンの出身者であります。当行と株式会社トーキンとの間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 公益財団法人トーキン科学技術振興財団では、当行取締役頭取の小林英文氏が監事を務めており、当行と公益財団法人トーキン科学技術振興財団は社外役員の相互就任の関係となりますが、相互就任によって小山茂典氏の独立性に影響を与えるものではありません。	グローバルなものづくり企業の経営者としての豊富な経験と国際的な幅広い識見を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断いたしております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監督するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。
4	牛尾陽子氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 牛尾陽子氏は、当行の取引先である株式会社藤崎の出身者であります。当行と株式会社藤崎との間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	国立大学法人の監事としての実務経験のほか、直接企業の経営に関与した経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断いたしております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。

5	三浦直人氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 三浦直人氏が会長を務める東北生産性本部は、当行の取引先であります。当行と東北生産性本部との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 なお、三浦直人氏は、東北生産性本部の会長を、同法人の2025年6月開催予定の通常会員総会終結の時をもって退任する予定であります。 東北生産性本部では、当行取締役頭取の小林英文氏が理事を務めており、当行と東北生産性本部は社外役員の相互就任の関係となりますが、相互就任によって三浦直人氏の独立性に影響を与えるものではありません。 三浦直人氏は、当行の取引先である東北電力株式会社および株式会社トークネットの出身者であります。当行と東北電力株式会社との間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、東北電力株式会社は当行の株主ですが、2025年3月31日時点で議決権保有割合は2.27%であり独立性に懸念はないと判断しております。 当行と株式会社トークネットとの間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	公益事業を担う上場企業の取締役としての実務経験のほか、直接企業の経営に関与した経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断いたしております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。
6	遠藤信哉氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 遠藤信哉氏が理事長を務める公益財団法人みやぎ産業振興機構は、当行の取引先であります。当行と公益財団法人みやぎ産業振興機構の間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 遠藤信哉氏が理事長を務める公益財団法人宮城県スポーツ協会は、当行の取引先であります。当行と公益財団法人宮城県スポーツ協会との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 遠藤信哉氏は、当行の取引先である宮城県、公益社団法人宮城県国際経済振興協会および株式会社仙台港貿易促進センターの出身者であります。当行は宮城県に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っております。宮城県との取引は、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 当行と公益社団法人宮城県国際経済振興協会との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。 株式会社仙台港貿易促進センターは、行政機関と民間企業などの共同出資によって仙台港の輸入促進と物流の高度化を図ることを目的に設立された企業であり、当行は1.38%を出資しております。当行と株式会社仙台港貿易促進センターとの間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い識見のほか、直接企業の経営に関与した経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断いたしております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。
7	福田一雄氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	日本銀行の要職を歴任し、金融市場・金融システムに関する豊富な経験と幅広い識見を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断いたしております。また、公正な立場で業務執行の妥当性等当行の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、独立役員として選定しております。

4. 補足説明

当行は、社外取締役の独立性の要件を定めた「独立性判断基準」を制定し、当行ホームページにおいて公表しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」3.（10）「独立性判断基準」に記載しておりますので、ご参照ください。 https://www.77bank.co.jp/77bank/corporategovernance/

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- ※3 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※4 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
- ※5 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※6 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※7 独立役員の選任理由を記載してください。